

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>122</sup>〕

## 使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度

**Q**．会社所有の自動車を廃車することになりましたが、使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度があると聞きました。そこで、自動車重量税のあらましと使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度について教えてください。

### A．【自動車重量税のあらまし】

自動車重量税は、車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税です。

自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者が納税義務者となります。

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて納付します。

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの間に最初に受ける新規車検の際に納付すべき自動車重量税について減免(100%、75%、50%、25%)されます。

また、上記適用を受けた新規車検で免税となる自動車は、環境に影響を及ぼすような一定の改造が行われている場合を除き、2回目の車検に係る自動車重量税も免除されます。

### 【使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度】

使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づいて使用済自動車が適正に解体された場合、申請により車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付される制度のことをいいます。

還付の条件は、(1)解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書を運輸支局等に提出すると同時に還付申請書を提出したものであること。(2)車検残存期間が1か月以上あることが必要です。

還付申請は、使用済自動車の最終所有者が、リサイクルのためにディーラーなどの引取業者へ当該使用済自動車を引き渡し、その後、引取業者から使用済自動

車が解体された旨の連絡を受けた後に行います。

具体的には、「解体を事由とする永久抹消登録申請」又は「解体届出」の手続の際に、永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となった様式の還付申請書に、還付申請に係る必要事項を記載の上、運輸支局等の窓口へ提出することによって行います。

これは、申請者の負担軽減の観点から、自動車の登録抹消手続と税の還付手続を一括して行うこととしていものである。還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、運輸支局等から所轄税務署に引き継がれます。

上記により引き継がれた還付申請書は所轄税務署において、還付金の支払いを適正に行うための審査など、所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等の窓口へ提出されてから、所轄税務署長により還付金が支払われるまでにおおむね2か月半程度かかります。

### 【計算例】

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

$$\text{還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

例えば納付された自動車重量税額が24,600円、2年車検、車検残存期間5か月の場合の還付金額は次のようになります。

$$24,600 \text{円} \div 24 \text{か月} (2 \text{年車検}) \times 5 \text{か月} = 5,125 \text{円}$$

車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります。

(例：5か月と15日 5か月)

納付された重量税は自動車検査証に記載されていますので、そちらをご確認ください。

### 【参考】自然災害等に関する税制上の措置

自動車検査証の有効期間内に、平成28年4月1日以後に発生した自然災害等により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、当該自然災害の発生した日から5年以内に一定の手続きを行うことにより、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページ「自然災害により自動車に被害を受けられた方へ(自動車重量税関係)」をご覧ください。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)